

事業主各位

公益社団法人 宮城労働基準協会瀬峰支部

「職長教育」・「職長・安全衛生責任者教育」の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、職場において労働者を日常直接監督指導し作業を行う立場にある職長は、労働災害の防止について重要な役割を担っております。労働安全衛生法第 60 条では事業者、部下をもつ労働者には「職長教育」（12 時間）の実施を義務づけています。

また、建設業の事業者には労働安全衛生法第 16 条により、安全衛生責任者制度が設けられ、現場監督者には「職長・安全衛生責任者教育」（14 時間）の実施を義務づけています。

当協会瀬峰支部では、事業者に代わって「職長教育」及び「職長・安全衛生責任者教育」を、下記により同時開催いたしますので、この機会に多数受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1、日 時 令和元年 11 月 14 日（木）・15 日（金）2 日間
- ☆「職長教育」 8 時 30 分より 17 時 20 分まで（1 日目）
8 時 40 分より 14 時 50 分まで（2 日目）
- ☆「職長教育・安全衛生責任者教育」（建設業は必須）
8 時 30 分より 17 時 20 分まで（1 日目）
8 時 40 分より 17 時 00 分まで（2 日目）
（2 日目 15 時 00 分～17 時 00 分までが安全衛生責任者の教育科目となります）
- 2、場 所 瀬峰労基会館（栗原市瀬峰下田 50-1）
- 3、講 師 現場監督者を教育する RST トレーナー養成講座修了者
- 4、講 習 料 ☆「職長教育」会 員 18,000 円（テキスト代、消費税込）
非会員 20,200 円（テキスト代、消費税込）
- ☆「職長教育・安全衛生責任者教育」
会 員 20,000 円（テキスト代、消費税込）
非会員 22,300 円（テキスト代、消費税込）
- 5、申込開始日 令和元年 9 月 9 日（月）午前 9 時 00 分より受付開始。
両教育合わせて定員 40 名（定員になり次第締め切ります。）
- 6、申込方法 申込用紙に記入し、受講料を添えてお申し込み下さい。
- 7、申 込 先 栗原市瀬峰下田 50-1
公益社団法人 宮城労働基準協会瀬峰支部 電話 0228-38-2110
- 8、修 了 証 ☆ 所定の教育を修了した方に修了証を交付いたします。
- 9、そ の 他 ☆ 昼食は各自ご持参下さい。
☆ 申込後の受講料の返還はいたしません。受講者変更は講習日 3 日前（土、日、祝日を除く）まで受け付けます。
☆ 建設業以外でも「職長・安全衛生責任者教育」を受講できます。
- ◎遅刻は、いかなる理由があっても認められないので時間厳守をお願い致します。
なお、遅刻された方は欠席扱いとなりますのでご注意ください。

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

受講番号

<input type="checkbox"/>	職長教育	<input type="checkbox"/>	職長教育 安全衛生責任者教育
--------------------------	------	--------------------------	-------------------

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
現住所	〒
職名	

標記教育を受講したいので受講料

円を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

所属事業場名
郵便番号
所在地
電話番号
FAX番号

公益社団法人 宮城労働基準協会長 殿

「備考」ご記入いただいた個人情報は、受講者への連絡のほか、職長・安全衛生責任者教育の実施、修了証の交付のために使用いたします。